

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令参照条文

○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年五月二十八日法律第三十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。